令和８年５月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 616 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和８年
（2026年）
5月号
第616号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



生坂村立生坂小学校

「生坂村立生坂小学校」（生坂村）

長野県の中程に位置し、渓谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉のやまなみに抱かれた生坂村。今回の当コーナーでは、私が生まれ育った生坂村で、地域の皆さんがとても大切にしている生坂小学校をご紹介いたします。

元々村内には３つの小学校がありましたが、昭和54年に３校が合併し生坂小学校が誕生しました。現在の児童数は72名。大きな学校ではございませんが、その分学年を超えた児童の交流、そして地域の方々とのつながりがとても強い学校です。“一人ひとりが輝く生坂っ子”を学校教育目標に掲げ、近年は地域の方々にも支えていただきながら、児童が地域の「人、もの、こと」を学ぶ【いくさか学】に力を注がれています。昨年は地域の『食（オリジナルおやき作り）』『自然（中庭の池作り）』『歴史（生坂煙草研究）』『祭り（「雪だるま祭り」というオリジナル祭りの開催）』等に取り組み、学びを深めたそうです。どのテーマもとても楽しそうで、私も「子どもの頃に学びたかったなぁ」とうらやましい気持ちになりました。

昔から「学校は地域のもの・子どもは地域の宝」という想いで大勢の地域の方々が生坂小学校を支えてきました。そのバトンをこれからも繋いでいきたいと思います。

（平林和樹編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長						経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
松本博労町ビル５階

税に関するアンケート集計結果

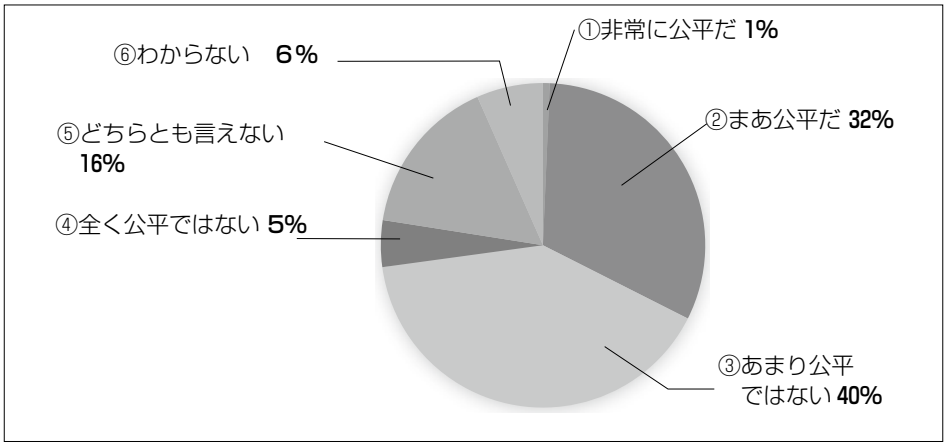
（ご回答募集期間：令和８年２月～４月）

令和８年度与党税制改正大綱は、インボイス制度の経過措置の見直しや物価高対策として所得税の課税最低限を160万円から178万円に引き上げるとともに物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設すること、また、物価高を上回る賃金上昇に向けて、賃上げ促進税制を中小企業に特化する形に見直すほか、少額減価償却資産の取得価額基準の引き上げなど、中小企業の後押しとなる改正内容が盛り込まれました。

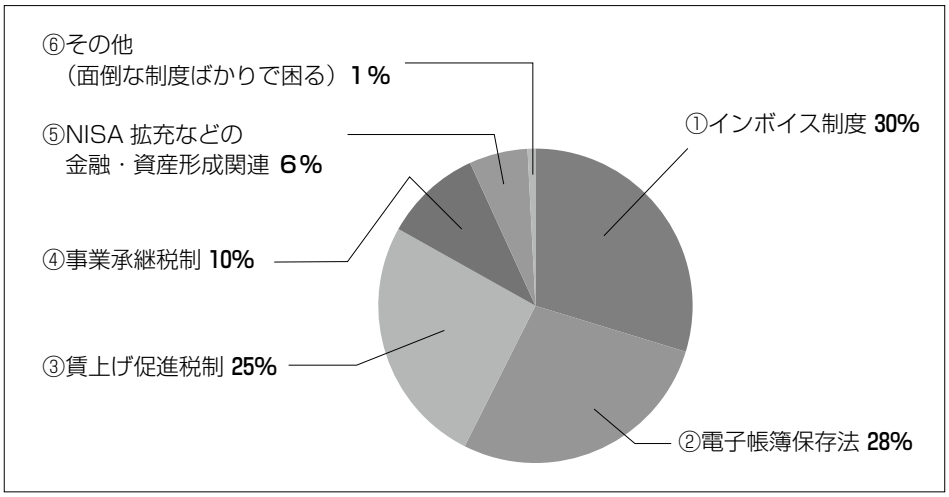
一方、防衛費増額に伴う財源確保策として、先送りされていた所得税に税率１％の付加税を課す時期を令和９年１月からとし、現行の復興財源確保のための復興特別所得税の税率を１％引き下げ、家計負担は増加しない形で実行することとしております。

このような中、現在そして今後の税制等について以下の設問にお答えください。

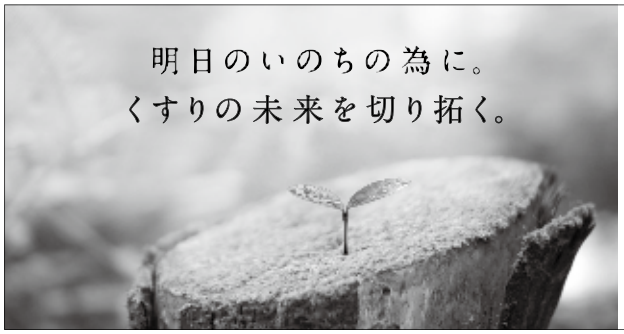
１．現在の税制改正について、あなたは全体として「公平だ」と感じますか。下記の中から一つお選びください。



２．近年の税制改正（インボイス制度の導入、電子帳簿保存法の改正、賃上げ促進税制など）の中で、貴社にとって最も関心が高い、または影響が大きいと感じる項目は何ですか。（複数選択可）



どこでも申告・納税　イータックス（https://www.e-tax.nta.go.jp）



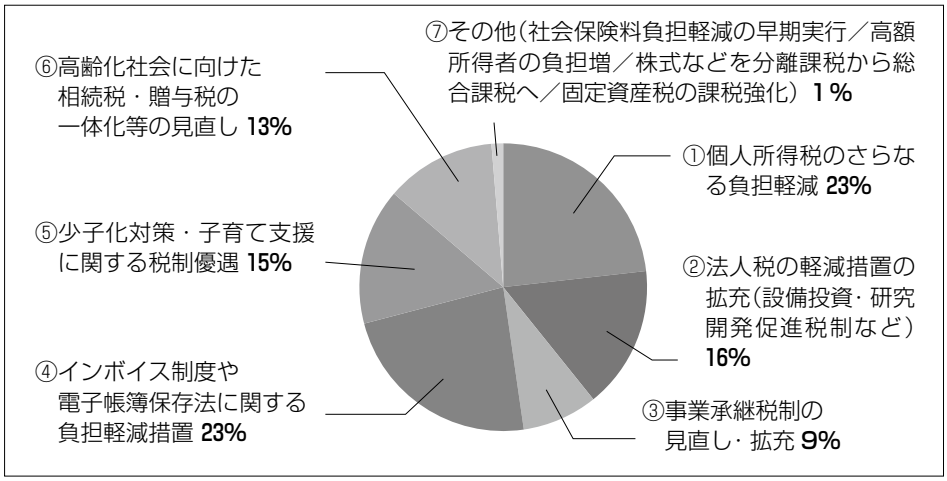
キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

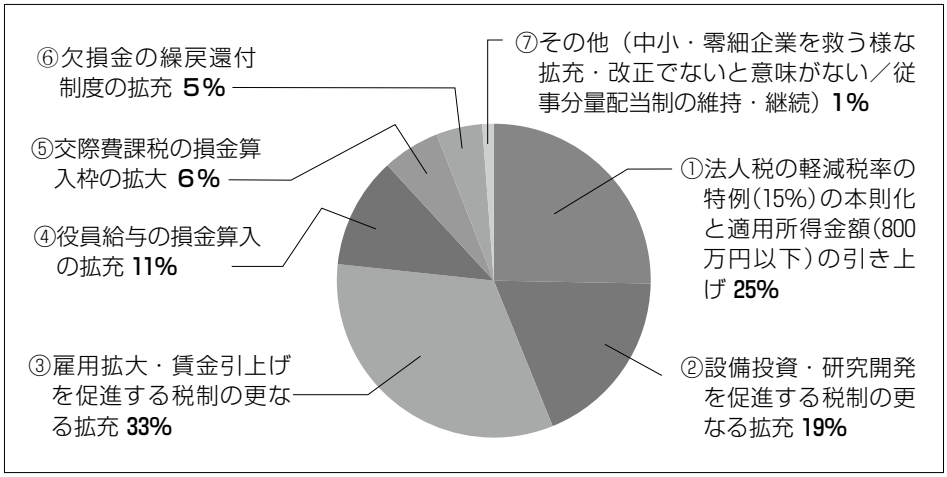
キッセイ薬品工業株式会社

本　　社：松本市芳野19番48号

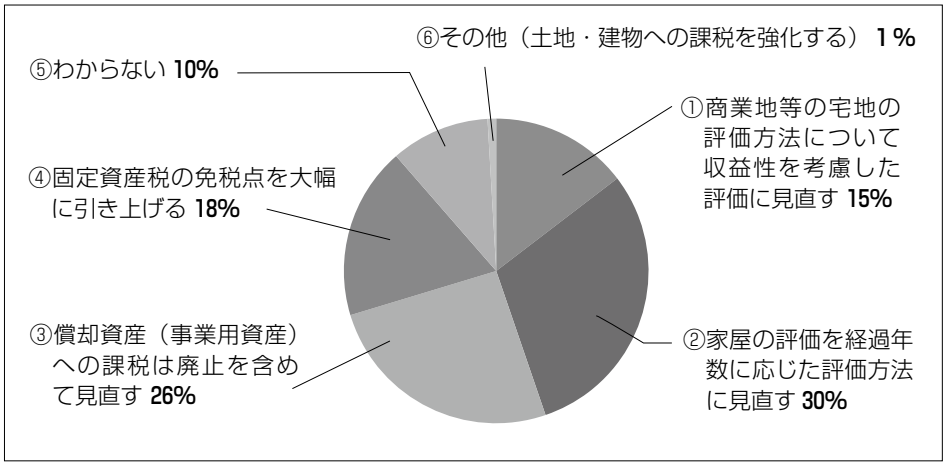
3. 今後、税制として特に重点的に取り組むべきだと考える分野は何ですか。（複数選択可）



4. 令和９年度に向けた税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に実現を希望するものを下記の中から２つ以内でお選びください。



5. 地方税の自主財源として大きなウェイトを占める「固定資産税」は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視するものを下記の中から２つ以内でお選びください。



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

【行財政全般】日本の食文化や伝統工芸を支えていた個人事業主がインボイス制度の導入により事業を閉じるケースが多く発生している。食文化や伝統工芸を支える支援を考えてほしい。

【税制全般】インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に苦慮している／インボイス制度の廃止を望む／零細企業の株の承継について、事業承継しやすい制度を考えてほしい／個人住民税は前年の所得に対して本年の所得税を算出するため、所得が著しく下がった場合、生活が厳しくなるので見直しをしてほしい／不動産登記について法律で義務化を図っているが、登記を促進するためには高額となる登録免許税の軽減を図るべき

【その他】税務研修会などの機会を何度も利用して理解を深めたい

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～



皆さん こんにちは♪

美くうリンパケア
塩尻市大門
代表　**北澤 秀子** さん

『自分を大切にする時間を持っていただきたい』

忙しい毎日を過ごされ、身体のあちこちに痛みや不調だったり、お顔のシワやたるみなど色々な悩みを抱えている方も多いのではないでしょうか？そうした方々に、さとう式リンパケアの施術で動きやすい身体や、垢抜けした艶のあるお顔になったり、自分を大切に扱かってくれる癒しの空間を提供してくれるのが、「美くうリンパケア」の北澤さんです。北澤さんは長らく地元の金融機関に勤務され、主に年金関連等の仕事を通じて地域の方と信頼関係を築き、とてもやりがいを感じていたそうです。その一方で健康や美容にも興味があり、さとう式リンパケアに出会い自身が体験してとてもよかったことで一念発起し、インストラクターの資格を取得され2025年３月に塩尻市大門にサロンをオープンされました。



「リンパ」は、体内の老廃物を回収し、免疫機能を支える体の機能であり、血管と並び“第二の循環系”と称される大切な機能です。さとう式リンパケアでは、“揉まない・押さない・引っ張らない”、痛くない、やさしいタッチで行うケアを通じて、筋肉をやさしくゆるめ、「気持ちいいなぁ」と感じながら副交感神経が優位になる施術が行われます。「肩こりや疲れ、ストレスを感じている方、がんばりすぎてしまう方に、自分を大切にする時間を持っていただければ」という思いで活動されている北澤さん。確かな技術の施術とともに、とにかく明るく、朗らかなお人柄で、お話をしていると自然と笑顔になってしまい、なんだかとても幸せな気持ちになれます。ご興味を持たれた方は、《さとう式リンパケアホームページ塩尻市サロン》で「美くうリンパケア」を検索してみてください♪

（清沢和恵編集委員）



頑張ってます!!

『信頼される会社であり続けたい』

生坂竹内工務店 有限会社
東筑摩郡生坂村
竹内　一将 さん

昭和58年に創業された生坂竹内工務店。地元生坂村を中心に中信エリアで「深呼吸できる家」をモットーに建築業を営まれています。今年32歳を迎えた竹内さんは創業者であり師匠である父親の姿を間近に見て育ち「いつかは自分も建築の道に進む」との想いを抱きながら成長され、学校卒業後に家業に入られたそうです。入社したばかりの頃は、勉強で学んだ知識と実際の現場での技術の違いに戸惑うこともあったそうですが、師匠や先輩たちの指導の下で経験を積まれ、現在は設計から施工、管理まで忙しい毎日を過ごされています。

大半の方にとって、家を建てるというのは一生に一度であり、人生で最も高価な買い物となります。様々な希望を抱き、不安も抱えているお客様に対して、竹内さんはしっかりとお話をして、お客様が望んでいることを理解し、決められた予算の中で出来ることを考え、お客様に伝え納得してもらえるよう心掛けているそうです。そんな竹内さんにこれからの目標を伺うと「父がそうしてきたように、お客様はもちろん職人さん、地域の方々から信頼してもらえる会社であり続けたいです。」とお話しくださいました。最近お子さんが生まれ、とても癒されていると話された竹内さん。若い力で益々頑張っていただきたいと思います。

（平林和樹編集委員）

法律レポート

中小企業における日常的な運営における様々な法的リスク対応について　―その⑤―

三浦法律事務所　弁護士　三　浦　守　孝



Ⅲ．企業の商品・サービスに関するリスク

１．商取引において商品偽装（データ偽装・品質偽装等）がひとたび発生すれば、ＳＮＳ・マスコミなどで瞬く間に情報が拡散され、著しく企業イメージが悪化することはもちろん、多大な社会的制裁を受け、顧客に限らずブラックな企業というレッテルが張られ、社会に対する裏切り（不誠実さ）の程度による影響（ダメージ）は計り知れないリスクとなります。

２．発覚した企業としては、取引上発生した製品回収費用や損害賠償金の負担をしたり、経営陣も厳しい責任追及（退陣）がなされ、企業の信用失墜による取引停止や企業価値も低迷する事態が予想されます。

３．企業が目先の利益を追求した結果の過去における具体的な偽装例としては、建築物の耐震性偽装事件、古紙配合率の偽装事件、データの改ざん事件、燃費データの偽装、ゴム会社の偽装データ、ふるさと納税の産地偽装など枚挙にいとまがありません。

４．偽装行為に対しては刑事罰、不正競争防止法、食品表示法、食品衛生法、その他法令違反など、罰則も伴います。

Ⅳ．企業のクレーム対応とリスク

企業の適正なクレーム対応はコンプライアンス遵守と共に危機管理対策ができているかの指針となります。

１．一般的に「クレーム」とは主張や要求を意味しますが、顧客にとって正当な権利に関する主張や要求という意味合いもあります。

２．商品やサービスに対する消費者や顧客の期待と現実の商品にギャップがあるため、訴訟などに発展する可能性もあります。欠陥商品であれば会社は役員による謝罪会見や辞任したり、損害賠償を負担したり会社全体の信用失墜、業務悪化の事態となりえます。

３．消費者等悪質なクレーマーの場合には、ＳＮＳやインターネット上にクレームの具体的情報を拡散しますが、虚偽の情報であれば名誉棄損罪、信用棄損罪に発展するケースもあります。

４．クレーム対応体制として社内ルールの確立が必要となり、先ずは正当（法的根拠がある債務不履行）なクレームと不当（法的根拠がない単なる言いがかり）なクレームの区別の必要性が生じます。

５．事実に基づく法的根拠のあるクレームとは、①法的根拠がある要求で②その要求が顧客等の損害の回復に関連性があり③要求の態様が社会的に見て相当と認められるものは、企業は債務者として法的対応が必要となります。

６．法的根拠がないクレームとは、①要求の内容が顧客等の損害の回復に関連性がない場合や、②要求の態様が社会的に見て相当と認められない場合であり、企業としてはこれに応じる必要はありません。

７．企業がクレーム対応で守るべき基本原則として、「一貫性」「公平性」「迅速性」が必要となりますが、企業として顧客優先主義は必要であるものの顧客至上主義になってはなりません。

三浦法律事務所　当会顧問弁護士　三　浦　守　孝
〒390-0874　松本市大手 1-3-29　丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030㈹　FAX(0263)39-2031

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑧〕法人税 その64

交際費等と広告宣伝費との区分について

Q．交際費等と広告宣伝費との区分について概要を教えてください

A．概要

交際費等とは、得意先や仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用をいいます。

ただし、カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用や次のような不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した費用は、交際費等には含まれないものとされ、広告宣伝費となります。

不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した費用

１．製造業者や卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するための費用または一般消費者を旅行、観劇などに招待するための費用

２．製造業者や卸売業者が、金品引換券付販売に伴って一般消費者に金品を交付するための費用

３．製造業者や販売業者が、一定の商品などを購入する一般消費者を旅行、観劇などに招待することをあらかじめ広告宣伝し、その商品などを購入した一般消費者を招待するための費用

４．小売業者が商品を購入した一般消費者に対し景品を交付するための費用

５．一般の工場見学者などに製品の試飲、試食をさせるための費用

６．得意先などに対して見本品や試用品を提供するために通常要する費用

７．製造業者や卸売業者が、一般消費者に対して自己の製品や取扱商品に関してのモニターやアンケートを依頼した場合に、その謝礼として金品を交付するための費用

㈱　例えば、次のような場合、「一般消費者」を対象としていることには当たらないので注意してください。

⑴　医薬品の製造業者や販売業者が医師や病院を対象とする場合

⑵　化粧品の製造業者や販売業者が美容業者や理容業者を対象とする場合

⑶　建築材料の製造業者や販売業者が、大工、左官などの建築業者を対象とする場合

⑷　飼料、肥料などの農業用資材の製造業者や販売業者が農家を対象とする場合

⑸　機械または工具の製造業者や販売業者が鉄工業者を対象とする場合

根拠法令等

措法61の４、措令37の５、措通61の４⑴－１、61の４⑴－９

（税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）

（監修：関東信越税理士会　松本支部）

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

自動車税の納付をお忘れなく！

普通自動車の自動車税の納期限は６月１日㈪です。

自動車税は、金融機関・コンビニエンスストア以外にも、スマートフォンアプリ（PayPay、楽天ペイ、d 払い等）やクレジットカード、インターネットバンキング、ATM でのペイジー（Pay-easy）等でも納付できます

㈱　納付後すぐに車検を受ける場合は、納税通知書に添付の納税証明書に記載の使用可能期限内の領収印が押印された納税証明書を提示する必要があります。

納税証明書に記載の使用可能期限後に納付した場合、領収印の押印があっても納税証明書は無効となりますのでご注意ください。なお、納税証明書が必要な場合は、県税事務所窓口で納付し、納税証明書の交付を受けてください。

令和8年度 前期税務研修会　テーマ『令和８年度税制改正について・その他』

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

＊講師：松本税務署担当官

＊松本会場 (Ａ～Ｅブロック) は全て 14:00 ～、松本市駅前会館４階にて行います。

日　程	部　　会	時　間（松本各ブロックは 14:00 ～）	会　　場
５月11日㈪	**上高地・白骨温泉旅館部会**	16:00 ～総会　・16:50 ～研修会	ホテルブエナビスタ
５月12日㈫	**山形部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	山形村商工会
５月13日㈬	**安曇部会**	15:30 ～研修会・16:30 ～総会	松本商工会議所 西支所
５月15日㈮	**奈川部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	松本商工会議所 西支所
５月18日㈪	**三郷部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	安曇野市商工会 三郷商工会館
５月19日㈫	**堀金部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	安曇野市商工会 堀金商工会館
５月20日㈬	**筑北部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	麻績村商工会
５月21日㈭	**朝日部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	朝日村商工会
５月22日㈮	**梓川部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	松本商工会議所 西支所
５月29日㈮	**波田部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	松本市波田商工会
６月２日㈫	**川手部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	安曇野市商工会 明科商工会館
６月３日㈬	**松本Ａブロック**（中央・大手・深志　各地区と農協部会）		
６月４日㈭	**塩尻部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	中信会館「エマーブルホール」
６月８日㈪	**松本Ｂブロック**（城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮渕・宮渕本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内　各地区）		
６月９日㈫	**豊科部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	豊科公民館
６月10日㈬	**穂高部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	安曇野市商工会 穂高商工会館別館
６月16日㈫	**松本Ｃブロック**（城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・中山・中山台・内田　各地区）		
６月18日㈭	**松本Ｄブロック**（本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両島・笹部・南原・島立・新村・和田　各地区）		
６月25日㈭	**松本Ｅブロック** (野溝木工・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・小屋（各町）・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井　各地区）		

あなたのお知り合いを紹介してください

“法人会やまびこ運動” ご協力のお願い

法人会やまびこ運動は、当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。※詳しくは当月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

本年度も皆様のご協力をお願い申し上げます。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
https://www.sanrinkk.co.jp/

５月の予定

１日税制委員会グループ会議　８日正副会長会、第27回理事会　11日上高地・白骨温泉旅館部会総会・税務研修会　12日山形部会税務研修会・総会、青年部第２委員会・幹事会　13日女性部幹事会、安曇部会税務研修会・総会　14日税務入門（おさらい）講座　15日奈川部会総会・税務研修会　18日三郷部会総会・税務研修会　19日堀金部会総会・税務研修会　20日筑北部会総会・税務研修会　21日朝日部会税務研修会・総会　22日梓川部会総会・税務研修会　25日第14回通常総会　27日決算説明会　29日波田部会税務研修会・総会

一般社団法人　松本法人会
第14回通常総会のご案内

日時　５月 25 日(月)　14 時開会
会場　ホテルブエナビスタ
※詳細は郵送いたしましたご案内にてご確認ください。
欠席の場合、委任状の返信をお願いいたします。

決　算　説　明　会

（法人税・消費税 / ４月決算法人対象）
５月 27 日(水)　午後２時より
松本市駅前会館「大会議室」

【税務入門(おさらい)講座開催のご案内】

恒例となっております税務入門(おさらい)講座を下記の通り開催いたします。

日　時　５月14日(木)　午後２時～４時30分
会　場　松本市駅前会館 ４階「大会議室」
テーマ　「社会人向け租税教室」、「企業会計と税務の相違点 等」
講　師　松本税務署担当官
お申込　事務局までお電話にて(0263-35-8080)

地区トピックス

『塩尻市役所敷地内にある蒸気機関車「D51155」』（塩尻市）



塩尻市役所敷地内に、昭和時代に活躍した蒸気機関車「D51155」、通称D51(デゴイチ)が展示されています。この車両は昭和14年に製造され、34年間、計2,158,706km走行し地域の発展に大きく貢献した後、学校教育や社会教育に役立ててもらうために当時の国鉄から借り受け、昭和48年から展示されています。ＪＲ長野ＯＢ会の方々が清掃やペンキ塗りなどを行い、次世代にD51を残す活動を続けられているそうです。

（清沢和恵編集委員）

川柳コーナー

米・ナフサ
次になくなる
ものは何？

度を越えた
自国ファースト
地獄行き

母の日は
真面目に悩む
愛娘

新米

あとがき

４・５年ほど前から右足の付け根あたりが痛むようになりました。変形性股関節症との診断で、昨年の５月に手術を受ける決心をしましたが、いざ手術をするとなると何だか痛くなくなった様に思えたり、手術しなくてもマッサージやストレッチで治るのではとユーチューブで検索してやってみたりしました。

結局５月は忙しくなってしまい手術を延期しましたが、ゴルフや旅行に支障が出るようになり、今年１月に手術を受けました。術後は筋力をつけることが大切で、動いた方が良いとのことで、手術の翌日から歩行器を使ってリハビリが始まり、３日目から杖で歩ける様になり階段の上り下りも行いました。

今の人工関節の寿命は長くて30年、私もよほど長生きしなければ再置換手術をしなくて大丈夫かな？３か月が過ぎて痛みが無い生活に戻りつつありますが、脱臼する心配があるので転倒などには気を付ける様にして筋力を落とさないことと体重管理で今も毎日がリハビリです。

（清沢）

（本号編集委員：清沢和恵　平林和樹）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社